平成２８年（フ）第１２５９号
横浜市都筑区東方町63番地　リバーサイドテラス202
債務者　伊藤　祐也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７６号
横浜市港北区新吉田東３丁目44番22号　ニューウェーブ壱番館303
債務者　大塚　順子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５７号
神奈川県綾瀬市上土棚中５丁目６番12号
債務者　山下　　薫（旧姓溝尾）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５３号
横浜市神奈川区中丸15番地11
債務者　長田　美紀
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８１号
横浜市南区永楽町２丁目21番地　ドミール関内大通910号
債務者　中村　　綾
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９６号
横浜市南区吉野町３丁目７番地23　ポートハイム第二吉野町406
債務者　林　　正博
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９９号
横浜市港北区高田西５丁目３番３号
債務者　藤田かおり（旧姓臼田）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０２号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目17番12号　アイミス栄202号
債務者　吉田　秀生
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１４号
横浜市泉区和泉町4216番地　ルミエールＢ201号
債務者　本多加代子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０５号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目14番16号
債務者　小堺　裕一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９７号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目６番41号　メゾンヴィーナス105号
債務者　北嶋　明壽
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８５４０号
埼玉県熊谷市石原1243―１　ハイストンＡ201
破産者　関　　英雄
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１１３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1181―５―121、開始決定時の住所東京都中野区本町６丁目39―12
破産者　佐藤　光弘
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９８５号
東京都東久留米市滝山７丁目18―６―306
破産者　小林　卓調
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１６８号
東京都中野区弥生町４丁目６番13号
破産者　アーツコム東京株式会社
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１６９号
東京都町田市つくし野１丁目25―７　ラヴィルヒロ　Ａ―４
破産者　小川　光彦
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県川口市長蔵２丁目27番１号　ワークオフィスフロンティア206
破産者　株式会社Ｓｔｕｄｉｏ．Ｑ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部